

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 7 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルスに関する外務省海外安全情報の今後の注視について（依頼）

標記について、新型コロナウイルスに関し、外務省より海外安全情報として危険情報及び感染症危険情報が発出されていますが、全世界において危険情報のレベル2が発出されるとともに、一部の国・地域においても感染症危険情報のレベル3が発出されているところです。

つきましては、今後、さらにレベルの引き上げ等が行われる可能性があることから、旅行業者及び旅行サービス手配業者においては、常に最新の情報を入手するとともに、これまでの複数回にわたる新型コロナウイルスに関する海外安全情報についての周知依頼に基づき、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を基に、危険情報又は感染症危険情報が発出されている国・地域へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、下記の危険度に応じた対応を取っていただけますよう、旅行業者及び旅行サービス手配業者に周知徹底願います。

【危険度】

●レベル1：十分注意してください。

レベル1の国・地域への渡航を含むツアーを企画・催行している場合は、特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底すること。

●レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

レベル2の国・地域への渡航を含むツアーを企画・催行している場合は、実施の可否について慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、渡航の可否について慎重な判断を行うことを働きかけること。

●レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

レベル3の国・地域への渡航を含むツアーを企画・催行している場合は、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、中止することを念頭に慎重な判断を行うことを働きかけること。

●レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

レベル4の国・地域への渡航を含むツアーを企画している場合は中止し、催行している場合は安全な国・地域へ退避するとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、中止することを働きかけること。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※新着情報は、ページ下部の「海外安全情報（新着情報）」にて確認が可能です。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

外務省 海外安全 ホームページ

お問い合わせ先 サイトマップ 日本語環境でない場合

文字サイズ変更 小 中 大

外務省 Ministry of Foreign Affairs of Japan

Facebook 友だち追加

国・地域別	目的別
ホーム	海外安全情報
	海外旅行
	海外出張／ビジネス
	海外留学／海外修学旅行
	海外生活

全世界に対する危険情報の発出

(新型コロナウイルスの感染拡大を受けての出国制限措置や航空便の運休による出国困難) (新規)

2020年3月25日

【危険度】

- 全世界(各国・地域に発出している危険情報とは別に、全世界に対して一律に発出するものです。)

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(新規)

【ポイント】

- 渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航を止めてください。

【本文】

- 1 外務省が発出する「海外安全情報」には「危険情報」(注1)と「感染症危険情報」(注2)があり、こちらは「危険情報」となります。
- 2 世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により邦人旅行者等が行動制限を受けたり、航空便の突然の減便又は運航停止(各渡航先のみならず経由先の場合を含む)により影響を受ける事例が発生しています。
- 3 ついては、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航を止めてください。
- 4 この全世界に対する危険情報は、これまで各国・地域に発出している危険情報とは別に、全世界に対して一律に発出するものです。
各国・地域に発出している危険情報に記載している治安情勢やテロ等に関する情報も、引き続き有効です。特に、従前の危険情報において、渡航中止勧告(レベル3)や退避勧告(レベル4)を発出している場合は同勧告を踏まえて行動してください。
- 5 新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、別途、感染症危険情報を発出している国・地域がありますので、あわせて確認してください。
- 6 また、外務省としては、各国における入国制限措置等について情報収集し、海外安全ホームページに掲載していますので、そちらも確認してください。

<参考>

○海外安全ホームページ：新型コロナウイルス(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- 7 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

注1：「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

注2：「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される「海外安全情報」です。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関連課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（危険情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5138

○領事局政策課（感染症危険情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

法的事項 | プライバシー・ポリシー | ご意見・ご感想

Copyright © 2018 Ministry of Foreign Affairs of Japan